

保護者様

愛知県立刈谷工科高等学校長

### 感染症による出席停止について

学校において予防すべき感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。

治癒後、登校する際に、「感染症報告書」を保護者の方が記入し、学校へ提出してください。

※裏面に医療機関が発行した調剤明細書等（医療機関名、受診日、処方薬のわかる書類）の写しを裏面に添付してください。なお、診断書、治癒証明書は必要ありません。

## 感染症報告書

年 組 番 氏名

保護者氏名 (自署)

診 断 名	
発 症 日 (症状が出た日)	年 月 日 ( )
解 熱 日	年 月 日 ( )
受 診 日	年 月 日 ( )
出 席 停 止 期 間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
受 診 医 療 機 関 名	

【参考：主な感染症の出席停止基準】

★インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が招待した後2日を経過するまで
★新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

報告書提出の流れ

保護者 (生徒)

→ HR 担任

→

保健室

→

教務